

公益社団法人 日本生化学会  
選挙管理委員会 規定

(総則)

第1条 公益社団法人日本生化学会（以下、「本会」という。）定款第3章に定める代議員および第5章に定める理事の選出においては、選挙管理委員会（以下、「本委員会」という。）がその任にあたる。ただし、投票は会員管理システム（Web）を使用し、集計は株式会社ダイナコムが行い、その結果を本委員会へ報告する。

(選挙管理委員会)

第2条 本委員会は、代議員および理事の選挙を実施し、その結果を理事会に報告する。  
2 本委員会の委員は、本会の理事に就いていない正会員あるいは本選挙の被選挙人になれない理事・監事のなかから理事会が指名した数名と事務局長とする。集計は外部機関が行い、その結果を本委員会と理事会に報告する。  
3 任期は理事会が指名した日から直近の代議員選挙および理事選挙が終了するまでの期間とし、再任は認めない。ただし、事務局長においてはこの限りとしなない。

(代議員の選出)

第3条 代議員の選出は次のように行なう。

- 1) 理事会は、選挙年の4月1日時点での本会正会員数に基づいて、定款第16条に定める新たに選出する代議員の総数を算出するとともに、次項に定める選挙区に割当てる代議員数を決定し、本委員会に通知する。
- 2) 選挙区は下記のとおり8つの支部選挙区と2つの全国選挙区とする。

選挙区	所属する都道府県 または 対象者
北海道	北海道
東北	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
関東	東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、神奈川県、山梨県
中部	長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
北陸	富山県、石川県、福井県
近畿	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
全国若手	選挙年の9月1日現在において50歳以下の評議員
全国女性	選挙年の9月1日現在において65歳未満の評議員

- 3) 本委員会は、代議員の選出にかかわる行事の日程案を作成し、理事会に通知する。
- 4) 本委員会は、代議員の選出にかかわる行事の日程、支部ごとに選出する代議員数、および当該支部における選挙人名簿を、各支部に通知する。
- 5) 各支部は、支部選挙管理委員会を設置する。なお、支部長は選挙管理委員会の構成員となることできない。
- 6) 各支部の支部選挙管理委員会は、割当て代議員数の1.0倍以上の当該支部所属の本会正会員を選び、支部選出代議員候補者として本委員会へ推薦する。なお、選挙管理委員および支部選挙管理委員は、代議員候補者となることができない。
- 7) 支部選挙管理委員会は、立候補者を受けつけ、前項の支部選出代議員候補者とともに、本委員会に提出する。
- 8) 本委員会は、全国選挙区の代議員候補者対象者名簿を作成する。なお、定款、細則、本規定に定められた代議員候補者になることができないものは除外する。また、全国選挙区代議員候補者である旨を、本人に通知し異議あるものは除外する。
- 9) 本委員会は、選挙区ごとの代議員候補者を公示し代議員選挙を実施する。
- 10) 本委員会は、各選挙区における得票数の上位順に代議員を選出する。なお、得票が同数の場合は本会会員歴の長い者を当選とする。また、支部選挙区と全国選挙区で重複当選した場合

は支部選挙区の選出者を当選とする。全国若手選挙区と全国女性選挙区で重複当選した場合は全国女性選挙区の選出者を当選とする。

11) 本委員会は、各選挙区における当選人を理事会および各支部選挙管理委員会に報告する。

(理事の選出)

第4条 理事の選出は次のように行なう。

- 1) 理事会は、細則第12条に定める部門ごとの理事定数を決定し、本委員会に通知する。
- 2) 本委員会は、理事の選出にかかわる行事の日程案を作成し、理事会に通知する。
- 3) 本委員会は、支部選挙管理委員会に対し、理事の選出にかかわる行事の日程を通知するとともに支部推薦理事候補者を照会する。(支部長のことです)
- 4) 支部選挙管理委員会は、新たに選任された当該支部所属の1名の代議員を支部推薦理事候補者として本委員会へ推薦する。(支部長のことです)
- 5) 本委員会は、新たに選任された8つの支部選挙区選出の代議員を医学・歯学、理学、農学・工学、および薬学の4部門ごとに区分し公示する。
- 6) 本委員会は、第3条で選出された代議員を選挙人とする選挙を実施して5)で区分した4部門ごとに理事候補者を選出し部門推薦理事候補者とする。なお、支部推薦理事候補者は部門推薦理事候補者とはならない。また、支部推薦理事候補者と部門推薦理事候補者とを合わせた候補者に、男女いずれも2名以上が含まれない場合は、部門ごとの惜敗率に基づいて、男女いずれも2名以上となるまで当選者を決める。惜敗率の計算は別途定める。
- 7) 本委員会は、新たに選任された2つの全国選挙区の代議員を選挙区ごとに公示する。  
第3条で選出された代議員を選挙人とする選挙を実施して1)で定めた定数の理事候補者を選出する。
- 8) 本委員会は理事候補者を理事会に報告し、理事会は総会を開催して新理事を選任する。

(補則)

第5条 この規定を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規定は、制定後の最初の代議員の選挙から適用する。

制定： 平成 24 年 (2012 年) 4 月 19 日

改定： 平成 24 年 (2012 年) 5 月 11 日

第 3 条 6 項の修正

改定： 平成 25 年 (2013 年) 4 月 25 日

第 3 条 6 項の修正

改定： 平成 29 年 (2017 年) 4 月 18 日

第 2 条 2 項の改定

改定： 令和 5 年 (2023 年) 4 月 6 日